

○ 経済産業省告示第三百八十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二一の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める廃棄物を次のように定め、平成十五年十一月二十四日から施行する。

平成十五年十一月二十一日

経済産業大臣 中川 昭一

輸出貿易管理令別表第二の二一の項の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める廃棄物は、次のいずれかに該当するものとする（第一号から第七号及び第九号から第十二号に掲げる廃棄物にあつては、同表第二の二〇の項に掲げるものを除き、第十四号から第十六号に掲げる廃棄物にあつては、第十三号に掲げるものを除く。）。

【最終改正】平成二十八年三月十八日経済産業省告示第五十五号

一 核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）第一条の二

第一項一号亦に規定する放射性廃棄物

二 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二項第五号に規定

する放射性廃棄物

三 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一

条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物

四 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十一号）第二条第

二項第二号に規定する放射性廃棄物

五 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二条第二項

第二号に規定する放射性廃棄物

六 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年

運輸省令第七十号）第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物

七 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物

八 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第一条第二項第五号に規定する放射性廃棄物

する放射性廃棄物

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物

九の二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物

十 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第二号に規定する放射性廃棄物

十一 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第二項第五号に規定する放射性廃棄物

十二 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第一条第五号に規定する放射性廃棄物

十三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条第三号に規定する放射性同位元素等であつて、廃棄するもの

十四 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の十一第一項に規定する医療用放射性汚

染物であつて、廃棄するもの

十五 放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第一条第四号に規定する放射性物質等であつて、廃棄するもの

十六 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条第二項に規定する検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物であつて、廃棄するもの